

訪問看護医療情報連携加算のお知らせ

帝人訪問看護ステーション株式会社

帝人訪問看護ステーション大和

当ステーションは、地域の医療機関や介護事業者等と ICT（情報通信技術）を用いた情報連携体制を構築しています。当ステーションの看護師等が、利用者様の医療・ケアに関わる情報を活用して計画的な管理を行い、質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

これにより訪問看護医療情報連携加算として定められた額を所定額に加算します。

■訪問看護医療情報連携加算 について

当加算に係る施設基準は以下の通りです。

1. 在宅での療養を行っている利用者の診療情報等について、訪問看護医療情報連携加算を算定する訪問看護ステーションと連携する他の保険医療機関、介護保険法に定める居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者若しくは施設サービス事業者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者若しくは児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者等（以下「連携機関」という。）と ICT を用いて共有し、当該情報について常に確認できる体制を有している訪問看護ステーションであること。
2. 1 の体制は、以下の全ての要件を満たすものであること。
 - ア. 記録された利用者の診療情報等については、連携機関間の協議に基づき、一元的に管理されたサーバーで保管されていること。
 - イ. 診療情報等の共有について、利用者、その家族又は連携機関（以下「参加者」という。）のうち、利用者が同意した者のみにおいて、保管された当該情報の共有が ICT を用いて行われるものであること。
 - ウ. 参加者の範囲を随時設定することが可能であること。
 - エ. 参加者が、保管された当該情報について、常時、閲覧・取得を行うことが可能であること。なお、保管された当該情報が、利用者ごとに、時系列で速やかに表示される ICT を用いること。
 - オ. 参加者が、常時、必要な診療情報等を共有できること。
 - カ. 体制の整備にあたっては、一般社団法人保健医療福祉情報安全管理適合性評価協会（H I S P R O）が公表している「医療情報連携において、SNS を利用する際に気を付けるべき事項」におけるプライベート SNS に係る事項を参考とすること。

キ、安全な通信環境を確保するために、厚生労働省の定める「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考とすること。

3. 当該訪問看護ステーションと利用者の診療情報等を共有している連携機関（特別の関係にあるものを除く。）の数が、5以上であること。
4. 地域において、連携機関以外の保険医療機関等が、当該ICTを用いた情報を共有する連携体制への参加を希望した場合には、当該体制を運営する関係者の間で定めた取り決めに基づき、連携体制を構築すること。
5. 1に規定する連携体制を構築していること及び実際に利用者の情報を共有している実績のある連携機関の名称等について、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
6. 5の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。

■ 利用している主なICTツール

MedicalCare STATION、バイタルリンク

■ 情報共有を行っている連携機関

当ステーションでは、以下の機関と連携体制を構築し情報共有を行っています。

- ・ やまと小磯診療所
- ・ 中央林間東クリニック
- ・ タイムケアクリニック南町田
- ・ 厚木循環器・内科クリニック
- ・ まこと在宅クリニック神奈川県央
- ・ たすくホームクリニック
- ・ 大和アーバンクリニック
- ・ やぐちメディカルクリニック
- ・ 在宅療養支援かえでの風